

郵送による書類の送付先が変わります

「内部事務のセンター化」による送付先の変更について

- ◆ 令和3年7月から、一部の税務署の内部事務(※)を業務センターに集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施しており、令和5年7月からは、福岡国税局業務センター長崎分室を開設し、対象となる税務署を更に拡大することとしております。
- ◆ 「内部事務のセンター化」を実施する税務署においては、申告書・申請書等の郵送でのご提出先が業務センターとなります。
- ◆ 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんのでご注意ください。

(※) 内部事務とは、例えば、申告書等の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① e-Tax (データ) で提出する場合 | ▷▷ 所轄税務署へ (従来どおり) |
| ② 窓口で提出する場合 | ▷▷ 所轄税務署へ (従来どおり) |
| ③ 郵送で提出する場合 | ▷▷ 下記の郵送先へ |

NEW!!

福岡国税局業務センター長崎分室

長崎
税務署

島原
税務署

諫早
税務署

福江
税務署

**令和5年7月10日(月)以降の
申告書・申請書等の送付先**

〒850-8617

長崎市松が枝町6番26号

福岡国税局業務センター長崎分室

既に「内部事務のセンター化」を実施している税務署

福岡国税局業務センター室

<福岡税務署内>

博多
税務署

福岡
税務署

飯塚
税務署

【郵送先】

〒810-8674

福岡市中央区天神4丁目8番28号

福岡国税局業務センター小倉分室

<小倉税務署内>

門司
税務署

小倉
税務署

八幡
税務署

【郵送先】

〒803-8701

北九州市小倉北区大手町13番17号

※裏面の「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください!!



福岡国税局

ご留意いただきたい事項

- ◆ 業務センターにおいて收受する申告書等には、**業務センター名を表示した收受日付印**を押なつします。

※ 税務署窓口で提出した場合は、税務署名の收受日付印を押なつします。

收受日付印イメージ
例) 業務センター長崎分室



- ◆ 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。

- ◆ **納税証明書の交付、面接による相談(※)などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。**納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に「**納税証明請求書在中**」と記載の上、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。

(※) 面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいております。

- ◆ **電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません**ので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。



e-Taxによる提出が便利です！！

e-Taxとは、申告や届出、申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるものです。

※ e-Taxにより提出する場合、送信先は所轄税務署となりますのでご注意ください。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間
を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

個人の申告は

ご自宅で
パソコン・スマホ から！

詳しくは
こちら



法人税申告は

全ての書類を
e-Tax送信で！

詳しくは
こちら



国税の納付は

キャッシュレス納付
が便利です！

詳しくは
こちら

